

京都市告示第120号

京都市市街地景観整備条例第46条第1項の規定による、地域景観づくり計画書であることの認定をいたしましたので、その旨を同条第3項の規定に基づき、告示し、計画書を縦覧に供します。

令和4年5月11日

京都市長 門川 大作

1 地域景観づくり協議会の名称

祇園町南側地区協議会

2 地域景観づくり計画書の認定年月日及び番号

令和4年5月11日 第計014号

3 地域景観づくり協議地区の名称

祇園町南側地区

4 地域景観づくり協議地区の対象地区

京都市東山区祇園町南側及び小松町の各一部

5 景観の保全及び創出の方針の概要

祇園町南側地区の町並みは地元住民の誇りであるだけでなく、世界に誇るべき日本の文化遺産でもある。今後も引き続き、当協議会の活動を継続・強化し、歴史と伝統と文化の香り高い祇園町の形成に尽力する。

6 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

7 縦覧期間

令和4年5月11日から（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

8 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

（都市計画局都市景観部景観政策課）